

2020年1月17日
富国生命保険相互会社

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の 先進医療からの削除（見込み）に関するお知らせ

今般、厚生労働省にて2020年度の診療報酬改定に向けて、「先進医療」に関する検討が行われました。

その中で、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）が、2020年4月1日より、「先進医療」から削除される見込みとなっております。（2020年3月の厚生労働省告示をもって決定される見込みです。）

当社の先進医療特約（16）等の先進医療給付金については、療養を受けた時点において、先進医療として定められている療養であることを支払事由としております。

そのため、先進医療から削除された場合、ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、先進医療給付金の支払対象外となりますので、ご注意ください。

先進医療に該当するかにつきましては、治療を受けられる前に医師に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

今後の「先進医療」に関する最新の情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

※対象となる特約

- ・ 高度先進医療特約【販売停止】
- ・ 高度先進医療特約（01）【販売停止】
- ・ 先進医療特約（06）【販売停止】
- ・ 先進医療特約（16）